



特集

# 土砂災害から命を守るために!!

これから梅雨の長雨やゲリラ豪雨、台風などによる災害が発生する季節を迎えます。さつま町では、平成18年7月に発生した県北部豪雨災害により、氾濫した川内川に多くの家屋が飲み込まれ、ライフライン（電気、水道、ガス、電話）の途絶や農地等の冠水・埋没など、これまで経験したことのない未曾有の被害を受けました。この自然災害による教訓を風化させないためにも、一人ひとりが災害に対する事前の備えと知識を身につけましょう。今回は、『土砂災害』について解説します。



がけ崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害は、さまざまな破壊力をもつ土砂が、一瞬にして多くの人命や住宅などの財産を奪ってしまふ恐ろしい災害です。




4月11日、大分県中津市で発生した土砂災害において、6名の尊い命が奪われたことは、皆さんの記憶にも新しいことと思います。

これから台風や大雨による土砂災害の危険性が高まる季節を迎えますが、この災害から命を守るために私たちが出来ることや、注意しなくてはならないことについて考えてみましょう。

## ●前兆現象に注意

土砂災害が発生するときには、何らかの前兆現象が現れることがあります。次のイラストは、代表的な土砂災害の種類と前兆現象です。

もし、こうした前兆現象に気付いたら、周囲の人にも知らせ、いち早く安全な場所へ避難することが大切です。

土砂災害の種類	がけ崩れ	地すべり	土石流
特徴	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・斜面の地表に近い部分が雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然崩れ落ちる現象</li> <li>・崩れ落ちるまでの時間がごく短いため、人家の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことが多い</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象</li> <li>・土塊の移動量が大きいため、甚大な被害が発生する</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象</li> <li>・時速20~40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう</li> </ul>
主な前兆現象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がけにひび割れができる</li> <li>・小石がパラパラと落ちてくる</li> <li>・がけから水が湧き出る</li> <li>・湧き水が止まる</li> <li>・湧き水が濁る</li> <li>・地鳴りがする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地面がひび割れたり陥没する</li> <li>・がけや斜面から水が噴き出す</li> <li>・井戸や沢の水が濁る</li> <li>・地鳴りや山鳴りがする</li> <li>・樹木が傾く</li> <li>・亀裂や段差が発生する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山鳴りがする</li> <li>・急に川の水が濁り、流木が混ざり始める</li> <li>・腐った土の匂いがする</li> <li>・降雨が続くのに川の水位が下がる</li> <li>・立木が裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる</li> </ul>

## ●土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難!

土砂災害警戒情報は、大雨警戒情報が発表されている状況で、土砂災害の発生危険度が非常に高まった時に、県と気象庁が共同で発表する防災情報です。

テレビやラジオ、防災行政無線などの情報に注意し、発表されたら近くの避難所など安全な場所に避難しましょう。

特にお年寄りや障がいのある人、小さな子どもなど避難に時間がかかる人は、移動の時間を考えて早めに避難しましょう。

## ●6月は「土砂災害防止月間」です

期間中は、「みんなで防ごう土砂災害」を運動のテーマとして、土砂災害危険箇所や砂防設備などの点検や避難訓練、土砂災害防止に関する講習会や現場見学などが実施されます。

これを機に、居住地域の危険箇所確認や、避難場所までの経路確認など、万が一の事態に備えましょう。

※「政府広報オンライン」から引用

**掲示板**  
**あなたの家の**  
**住宅用火災警報器は**  
**大丈夫ですか？**



平成23年6月から住宅に設置が義務付けられた住宅用火災警報器（以下「住警器」）ですが、「本当に鳴るのかな？、そもそも動いてるのか？」などと、疑問に思うところはありませんか。また、「うちの部屋には付いてない：、どこに付いてるかわからない：」という方はいませんか？  
 そのような疑問にお答えしましょう。

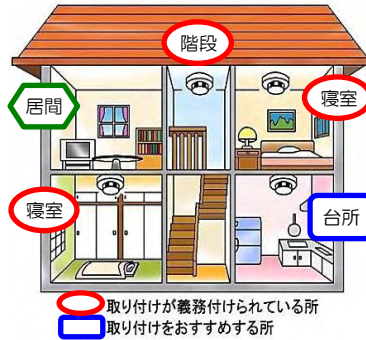
●なぜ住警器が必要になったの？

- ① 全国で発生した建物火災による死者のうち、約9割の方が住宅火災による死者であること。
  - ② 住宅火災で発生した死者の約5割は「逃げ遅れ」が原因であること。
  - ③ 「逃げ遅れ」による死者の約5割は、就寝中異変に気付くのが遅れ、煙に含まれる有毒ガスを吸い込んでしまうケースが多いこと。
- などが理由に挙げられます。

●住警器を取り付ける場所と種類って決まっているの？

さつま町火災予防条例で設置する場所を定めており、その場所は次のとおりです。

- ・ 寝室
- ・ 2階以上に寝室がある場合は、その階の「寝室」とその階に通じる「階段の上端（上部）」



●住警器は取り付けたらずっと大丈夫なの？

住警器の寿命は、約10年です。

●ちゃんと動いているのか確認する方法は？

点検をするため住警器本体にボタン（紐）がついていますので、押して（引いて）みましょう。

正常に音や音声が届らない場合は、電池切れまたは機器に異常があります。

本体の性能も劣化し火災を有効に感知しにくくなり危険ですので、本体ごと交換することをお勧めします。

●お手入れはどうしたらいいの？

住警器の感知部分にはこりが付くと、火災による煙を感知しにくくなりますので、定期的なお手入れが必要です。お手入れ方法と注意点は次のとおりです。

- ・ 汚れが目立つときは、中性洗剤に浸して十分絞った布で、汚れをふき取る。
- ・ 機器本体を水洗いしたり、分解しないこと。
- ・ ベンジンやシンナーを使用しないこと。



住警器は、昼夜を問わず安心して暮らすための重要なアイテムです。正しい場所・位置に設置し、定期的な点検とお手入れに心掛けますように。



消太くんの  
 消防一口メモ

違反建物の『公表制度』が始まります!!

平成30年7月1日から、建物の立入検査の際に重大な消防法令違反を確認した場合、その建物をホームページ（町・消防本部）上で公表する制度が始まります。

◆公表対象となる建物

飲食店・物品販売店・ホテルなどの不特定多数の人が利用する建物や、病院・福祉施設などの1人で避難することが難しい人が利用する建物です。

◆公表の対象となる違反

- 消防法令により、その建物に設置が義務付けられている消防用設備が設置されていない場合で、その設備は次のとおりです。
- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 自動火災報知設備

◆公表の時期と内容

消防本部が実施する立入検査で違反を確認し、建物の関係者に通知した日から14日が経過しても違反が継続している場合に、建物の名称・所在地・違反の内容を公表します。

※まずご相談ください!!

- 建物に次のような変更などを行う場合、重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に警防課予防係へご相談ください。
1. 建物の増築や改築、隣接建物との接続や窓・出入口などの開口部を塞ぐ場合
  2. 飲食店・物品販売店・旅館・病院・福祉施設などの用途が新たに入居する場合







